

一般財団法人福島県教職員互助会運営規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、一般財団法人福島県教職員互助会定款（以下「定款」という。）第31条第2項、第32条第5項及び第47条の規定に基づき、一般財団法人福島県教職員互助会（以下「互助会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 会 員

(理事会の認定会員)

第2条 定款第31条第1項第3号の規定により理事会で、会員として認定する場合には、該当会員の使用者が、別に定める負担金を納入する場合に限るものとする。

2 理事会で会員として認められた者は、会員資格取得届を、遅滞なく、所属所長（当該会員の使用者をいう。）を経て理事長に提出しなければならない。

3 定款第31条第1項第1号の会員には、公立学校共済組合定款第22条第5項の任意継続組合員は含まないものとする。

(会員資格の得喪)

第3条 会員は、公立学校共済組合福島支部の組合員（公立大学法人福島県立医科大学及び公立大学法人会津大学の職員を除く。）となった日又は理事会が加入を認めた日から資格を取得し、次の各号のいずれかに該当した日の翌日からその資格を失う。

(1) 死亡したとき。

(2) 退職したとき。

(3) 公立学校共済組合福島支部の組合員でなくなったとき、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学の職員となったとき等会員としての資格を欠くに至ったとき。

(4) 定款第31条第1項第3号の規定により加入した者が、加入時の身分を失ったとき。

(権利及び義務)

第4条 会員は、次の権利を有し、義務を負う。

(1) 給付又は貸付けを受ける権利

(2) 互助会の施設を利用する権利

(3) 事業に参加する権利

(4) 会計帳簿及び証憑書類を閲覧する権利

(5) 掛金を納入する義務

(6) 貸付金を返済する義務

(7) その他定款及び諸規程並びに機関の決定に服する義務

2 会員が育児休業の承認を受けたときは、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「法」という。)の例によることとした場合に掛金が免除される期間に係る掛金は、前項第5号の規定にかかわらず免除する。

3 会員が傷病により無給休職となったときは、無給休職の始まる日の属する月からその無給休職の終わる日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、第1項第5号の規定にかかわらず免除する。

4 会員が産前産後休業(出産の日(出産の日が産後の予定日後であるときは、産後の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合にあつては、98日)から産後の予定日後56日までの間において勤務に服さないこと(妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。))をいう。)の承認を受けたときは、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、第1項第5号の規定にかかわらず免除する。

(権利の譲渡等の禁止)

第5条 会員の権利は、他人に譲渡し、又は担保に供することができない。

第3章 事業

(事業の種類)

第6条 定款第4条に定める事業は、次のとおりとする。

(1) 教育文化の向上に関する事業

ア 互助会文庫事業

イ へき地等教育事業助成

ウ その他教育文化の向上に関する事業

(2) 会員に対する共済事業(事業の一部については、その親族を対象とするものを含む。)その他福利厚生事業

ア 短期給付事業

(ア) 医療補助金

(イ) 死亡弔慰金

(ウ) 災害見舞金

(エ) 出産見舞金

イ 厚生事業

(ア) 医療給付金

(イ) 死亡給付金

- (ウ) 出産給付金
- (エ) 入院療養見舞金
- (オ) 障害見舞金
- (カ) 結婚祝金
- (キ) 入学祝金
- (ク) 育児休業給付金
- (ケ) 介護休暇給付金
- (コ) 保健、レクリエーション等

ウ 貸付事業

(3) その他互助会の目的達成のために必要な事業

2 前項の事業を行うために必要な事項については、この規則に定める事項のほか規程に定める。

(専決処分)

第7条 理事長は、理事会で決定すべき事項で、急施を要するもので、理事会を招集するいとまがないと認められるときは、これを専決処分することができる。

ただし、その場合は、次の理事会に報告し、承認を求めなければならない。

第4章 給付及び貸付け

(給付及び貸付けの原則)

第8条 給付又は貸付けは、会員（給付については、会員であった者及び第9条の遺族を含む。）の請求又は申込みによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、医療補助金、医療給付金及び入院療養見舞金の給付の請求（定款第31条第1項第2号又は第3号会員のうち、健康保険加入会員である者の請求を除く。）は、保険医療機関等（法第57条第1項に規定する医療機関若しくは薬局、法第57条の3第1項に規定する特定承認保険医療機関又は法第58条第1項に規定する療養機関及び法第58条の2第1項に規定する指定訪問看護事業者）が公立学校共済組合に提出する診療・調剤報酬明細書又は訪問看護療養費明細書をもって会員の請求とみなす。

(遺族の順位等)

第9条 会員又は会員であった者が死亡した場合に支給を受けるべき者（以下「遺族」という。）の範囲は、次の各号に掲げる者とし、請求権の順位は各号の順位によるものとする。ただし、第2号から第6号に掲げる者については、会員が死亡当時生計を一にしていた者を先順位とする。

(1) 配偶者（会員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子

- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 葬祭を行う親族

2 前項に定める同順位者が2名以上あるときは、総代者が請求を行うことができる。

3 会員が死亡前に特別の意思表示をしたときは、前2項によらないことができる。

(権利の存続期間)

第10条 給付（結婚祝金を除く。）又は貸付けは、給付又は貸付けの原因である事実が会員としての資格を有する期間内に生じた場合に限り、これを行う。

(権利の消滅)

第11条 給付を受ける権利は、その給付の原因である事実が発生した日から3年以内に請求をしないときは、時効によって消滅する。

ただし、別段の定めがあるとき又は理事会がやむをえないと認めたときは、この限りでない。

(給付の制限)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、給付又は貸付けの全部又は一部を行わず、給付又は貸付けを行った後において、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、給付又は貸付けの全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 給付の原因の発生が会員の故意によったとき。
- (2) 給付又は貸付けの原因に虚偽の事実があったとき。
- (3) 掛金の納入又は貸付金の償還の義務を履行しないとき。
- (4) 給付の請求又は受領に関して不正の事実があったとき。

(会員期間の計算)

第13条 会員である期間（以下「会員期間」という。）の計算は、会員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数によるものとする。

2 第3条第1項第2号及び第3号による資格喪失の日から、引き続き会員となった場合の会員期間の計算は、通算するものとする。

第5章 掛 金

(掛 金)

第14条 会員は、第6条に規定する事業に要する費用として、掛金を負担する。掛金は会員の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の属する月の前月までの各月について会員の給料を標準として、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただ

し、第1号及び第2号に規定する費用の算出の基礎となる毎月の給料が、法附則第33条の規定により読み替えられた法第114条第4項に定める短期給付及び福祉事業に係る掛金の標準となる給料の額を超える場合は、同条同項の規定の例による。

(1) 短期給付事業に要する費用 1,000分の1.5

(2) 法人の管理運営及び厚生事業に要する費用 1,000分の6.5

2 会員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月の掛金を徴収する。

3 第1項により計算した掛金の端数計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）第2条の規定を準用する。

(掛金等の給与からの控除)

第15条 会員の給与支給機関は、毎月給与を支給する際、会員の給与から掛金に相当する額を控除して、これを会員に代わって互助会に払い込むものとする。

2 会員の給与支給機関は、会員が互助会に対して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかった掛金があるときは、給与を支給する際、会員の給与からこれらの金額に相当する額を控除して、これを会員に代わって互助会に払い込むものとする。

3 会員は、給料その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、前2項の規定による掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行われなるときは、その控除が行われるべき月の末日までに、その払い込まれるべき掛金に相当する金額を互助会に払い込まなければならない。

第6章 役員等及び運営研究会

(理事、監事及び評議員の推薦)

第16条 定款第25条の規定による理事及び監事並びに第13条の規定による評議員を選出するために、次に掲げる機関は、それぞれ候補者の推薦を行うものとする。

機 関 名	理 事 推 薦 者 数	監 事 推 薦 者 数	評 議 員 推 薦 者 数
福 島 県 教 職 員 組 合	5 名	1 名	5 名
福島県立高等学校教職員組合	1 名	—	1 名
福島県高等学校教職員組合	1 名	—	1 名

(運営研究会)

第17条 理事会の中に運営研究会を置く。

2 運営研究会は、委員7名で構成する。

3 委員は、常務理事及び理事の中から6名を理事長が委嘱する。

4 運営研究会は、理事会から付託された事項又は理事長から諮問された事項を調査研究する。

第7章 事務局及び職員

(事務局)

第18条 福島県教育庁教育事務所に事務局（定款第32条第1項により設置された事務局をいう。）の出張所を置く。

2 この規則に定めるもののほか、事務局の組織について必要な事項は理事長が定める。

(職員の職、職務の内容及び職に充てる者)

第19条 事務局における職員の職、職務の内容及び職に充てるべき者は次のとおりとする。

(1) 事務局

職	職務の内容	職に充てる者
事務局長	事務局内の事務を掌理し、職員を指揮監督する。	福利課長
事務局次長	事務局長を補佐し、事務局の事務を整理する。	福利課副課長
主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。	

(2) 出張所

職	職務の内容	職に充てる者
所長	上司の命を受け、所内の事務を掌理する。	教育事務所長
主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。	

2 前項に掲げる職員のほか、事務局の必要に応じ、次の表に掲げる職の職員を置くことができるものとする。

職	職務の内容	職に充てる者
主任主査	上司の命を受け、特に指示された事務を処理する。	
主査	上司の命を受け、担任の事務を処理する。	
副主査	上司の命を受け、高度な事務をつかさどる。	

3 前2項の規定にかかわらず、出納職員の職、職務の内容及び職に充てるべき者は、会計規程に定める。

(職員の服務等)

第20条 職員の給与、旅費、勤務時間その他勤務条件、表彰、分限、懲戒・服務及びその他身分の取扱いについては、福島県教育庁職員の例による。

第8章 会 計

(予 算)

第21条 互助会の収支は、事業の種類ごとに設ける会計単位ごとに、予算を計上しなければならない。

(会計単位)

第22条 前条に定める会計単位は、次のとおりとする。

- (1) 実施事業等会計
- (2) その他会計
- (3) 法人会計

2 会計について必要な事項は、この規則に定めるほか会計規程に定める。

附 則

- 1 この規則は、一般財団法人福島県教職員互助会の設立の登記の日(平成26年4月1日)から施行する。
- 2 財団法人福島県教職員互助会運営規則(昭和61年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 この規則の施行日前に取扱いが生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、令和4年10月1日前に開始した育児休業については、なお従前の例による。